

★非課税期間が終了するファンドをロールオーバーする（非課税枠へ移す） 予定のお客さま

【取引①】

NISAを利用して投資信託を購入する場合で、申込日が2022年、受渡日が2023年となる場合

⇒ ロールオーバーが優先され、2023年の非課税枠を利用することになりますので、非課税枠を超過する申込分については、課税口座での購入となります。

【事例】

取引内容：投資信託 100万円の購入（NISAを利用）

申込日：2022年12月29日、約定日：2022年12月30日

受渡日：2023年1月4日、ロールオーバーするファンドの評価額：110万円

⇒ 上記事例の場合、**ロールオーバー分の評価額 110万円分について、2023年の非課税枠を利用する利用することになるため**、購入する予定であった投資信託 100万円のうち 10万円が非課税となり、90万円分が課税口座での購入となります。

なお、複数のファンド購入により非課税枠を超過する場合、注文順に非課税枠を利用し、超過分は課税口座での購入となります。

【取引②】

ロールオーバー予定のファンドの解約において、申込日が2022年、受渡日が2023年となる場合

⇒ **ロールオーバー後、投資信託を解約することになりますので**、その分 2023年の非課税枠を利用することになります。一度利用した非課税枠は再度利用することができません。

【事例】

取引内容：投資信託 110万円の解約（NISAを利用・ロールオーバー予定）

申込日：2022年12月29日、約定日：2022年12月30日

受渡日：2023年1月8日、ロールオーバーするファンドの評価額：110万円

⇒ 上記事例の場合、2023年分の非課税枠を110万円分利用したことになります。